

令和5年第8問について

【問 8】 未成年者Aが、法定代理人Bの同意を得ずに、Cから甲建物を買い受ける契約（以下この問において「本件売買契約」という。）を締結した場合における次の記述のうち、民法の規定によれば、正しいものはどれか。なお、Aに処分を許された財産はなく、Aは、営業を許されてはいないものとする。

1 AがBの同意を得ずに制限行為能力を理由として本件売買契約を取り消した場合、Bは、自己が本件売買契約の取消しに同意していないことを理由に、Aの当該取消しの意思表示を取り消すことができる。

論点：制限行為能力者自身が単独で制限行為能力を理由に取消した場合、取り消すことができる取消となるか？

結論：取消することができる取消とはならない。すなわち取消できない。

理由：取消することができる取消は、法律関係をいたずらに紛糾させ、相手方の地位を極度に不安定にするから、とうてい認めることはできず、確定的に取消されたものとされる。

参照条文：民法5条・120条・121条

2 本件売買契約締結時にAが未成年者であることにつきCが善意無過失であった場合、Bは、Aの制限行為能力を理由として、本件売買契約を取り消すことはできない。

論点：制限行為能力を理由とした取消は、相手方の善意無過失に影響されるか？

結論：相手方が、善意無過失であっても取消できる。本件でのAは本件売買契約を取り消すことができる。

理由：1、民法は相手方が善意無過失である要件を規定していない。
制限行為能力制度で取消が制限される規定は、民法21条（制限行為能力者の詐術）のみである。

2、民法は、事理弁識能力の劣る者を画一的に保護するための手段として制限行為能力者に取消権を与えている。

そして、本問では当事者であるCの善意・悪意・過失の有無を問わず取消ことができると考えられます。そうでないと民法の制限行為能力の制度自体が無意味になってしまからです。制限行為能力の制度に第三者保護規定がないのも同様の理由からです。

参照条文：民法5条・21条・121条・95条4項・96条3項

3 本件売買契約につき、取消しがないままAが成年に達した場合、本件売買契約についてBが反対していたとしても、自らが取消権を有すると知ったAは、本件売買契約を追認することができ、追認後は本件売買契約を取り消すことはできなくなる。

論点：取消権の消滅

結論：Aの取消権は、売買契約追認により消滅する（民法122条・120条・124条1項）※本肢が正解

理由：民法の上記条文の通り（122条）

補足：Bの法定代理権（親権）は民法824条より生じる。そしてAが成年に達したときに消滅する（818条1項・828条）。

4 本件売買契約につき、Bが追認しないまま、Aが成年に達する前にBの同意を得ずに甲建物をDに売却した場合、BがDへの売却について追認していないときでも、Aは制限行為能力を理由として、本件売買契約を取り消すことはできなくなる。

論点：取消権の消滅

結論：Aは本件売買契約を制限行為能力を理由として取消することができる（民法120条）。

理由：問題文のAとCの売買契約・AとDとの売買契約は、取り消されるまでは有効です。取り消されてはじめて効力を失います（120条・121条）

Aが本件売買契約（AC間の契約）を取り消すとAC間の契約は初めから無効とみなされます（121条）。そしてAC間の契約が取り消されてもAD間の売買契約は取消されるまでは有効ですから、AとBは限行為能力を理由として取消することができますし、Bは追認することもできます（民法122条・120条・124条2項2号）。

Bが追認した場合は売買契約は確定的に有効となります。そしてAは他人物売買の売主となります（民法561条）。